

二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（届出事項）</p> <p>第二百十一条の八十六 「略」</p> <p>2   少額短期保険主要株主（法第二百七十二条の三十四第一項に規定する少額短期保険主要株主をいい、少額短期保険主要株主であつた者を含む。次項において同じ。）は、法第二百七十二条の四十二第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書を財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>3   法第二百七十二条の四十二第一項の規定による届出が同項第一号、第二号（法第二百七十二条の三十二第一項第二号から第四号までに係る部分に限る。）若しくは第六号又は第一項第二号の規定によるもの（法人である少額短期保険主要株主に係るものに限る。）である場合における前項の届出書には、法人の登記事項証明書を添付するものとする。</p> <p>4・5   「略」</p> <p>6   法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出が同項第一号</p>	<p>（届出事項）</p> <p>第二百十一条の八十六 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>2・3   「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

若しくは第五号又は第四項第三号の二、第三号の六若しくは第三号の八の規定によるものである場合における前項の届出書には、会社の登記事項証明書を添付するものとする。

(変更等の届出)

第二百十五条 「略」

2|| 法第二百八十条第一項の規定による届出が同項第一号(法第二百七十七条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は第二百十三条第一号に係る部分に限る。)、第五号又は第六号の規定によるもの(法人である少額短期保険募集人に係るものに限る。)である場合における前項の届出書には、法人の登記事項証明書を添付するものとする。

(変更等の届出)

第二百二十条 「略」

2|| 法第二百九十条第一項の規定による届出が同項第一号(法第二百八十七条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は第二百十八条に係る部分に限る。)、第五号又は第六号の規定によるもの(法人である保険仲立人に係るものに限る。)である場合における前項の届出書には、法人の登記事項証明書を添付するものとする。

(変更等の届出)

第二百十五条 「同上」

「項を加える。」

(変更等の届出)

第二百二十条 「同上」

「項を加える。」

別紙様式第18号 (第215条第1項第1号関係)	[略]	別紙様式第18号 (第215条第1号関係)	[同左]
別紙様式第19号 (第215条第1項第2号関係)	[略]	別紙様式第19号 (第215条第2号関係)	[同左]
別紙様式第22号 (第220条第1項第1号関係)	[略]	別紙様式第22号 (第220条第1号関係)	[同左]
別紙様式第23号 (第220条第1項第2号関係)	[略]	別紙様式第23号 (第220条第2号関係)	[同左]
備考 表中の「」の記号は注記による。			